

○太子町ふるさと応援便支給要綱

令和 2 年 4 月 1 7 日

告示第 1 1 — 3 号

(目的)

第1条 この要綱は、今般の原油価格・物価高騰の影響を受ける太子町出身で町外在住の学生に対し、町の特産品等を詰め合わせたふるさと応援便（以下「応援便」という。）を支給することにより、当該学生の生活を応援するとともに、ふるさと意識の醸成を図り、帰郷及び本町での就労意欲を向上させることを目的とする。

（令 3 告示 6 1 ・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校又は同法第 1 3 4 条に規定する各種学校に在学する学生をいう。
- (2) 保護者 学生の親権者若しくは後見人又は学生を現に監護し、若しくは扶養している者をいう。

(支給対象者)

第3条 応援便の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 太子町出身で町外在住の学生であること。
- (2) 一人暮らしをしている学生であること。ただし、兄弟等で同居の場合は、うち 1 人に限り対象者とする。
- (3) 申請時において、保護者が町内に住所を有すること。
- (4) 応援便の支給を受ける年度の前年度の末日時点で 3 0 歳未満の者であること。

（令 3 告示 6 1 ・一部改正）

(支給の要件)

第4条 応援便の支給は、町長が別に定める対象期間において、支給対象者 1 人につき 1 回を限度とする。

(応援便の内容)

第5条 応援便の内容は、1回当たり5,000円相当の町の特産品等とする。

2 応援便の支給に要する経費は、町が負担するものとする。

(令3告示61・一部改正)

(支給の申込み)

第6条 応援便の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ふるさと応援便申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に学生証の写し又は在学証明書等の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、支給対象者本人又はその保護者が行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が同一年度内において既に次条の規定により応援便の支給を受けている場合であって、次回以降の応援便の支給についても継続して支給を希望するときは、当該年度内に支給する応援便に限り、申込書の提出を省略することができる。ただし、既に支給を受けた応援便に係る申込書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、町長が指定する期日までに当該変更の内容を町長に報告しなければならない。

(令3告示61・一部改正)

(支給の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに支給の可否を決定し、決定の日から1月以内に当該決定をした者に対し、応援便を支給するものとする。

(令3告示61・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、応援便の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年告示第51-2号)

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

ふるさと応援便申込書

年 月 日

太子町長 様

申込者氏名
(学生本人又はその保護者)

ふるさと応援便の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

また、支給要件審査のため、住民基本台帳への登録状況について、町が公簿等により確認すること、及び送付先の情報を応援便を取り扱う事業者に提供することに同意します。

【支給対象者 ※学生】

氏 名	
住 所 ※送付先	〒
生年月日	年 月 日
電話番号 ※日中連絡がつく番号	
添付書類 (該当するものに☑)	☐ 学生証の写し ☐ 在学証明書の写し

【保護者】

氏 名	
住 所	〒
電話番号 ※日中連絡がつく番号	

(注意事項)

- ・記入漏れがないようにお願いします。
- ・応援便は、学生本人の居住地（町外）に送付します。
- ・学生証又は在学証明書の写しを必ず添付してください（写真での提出可）。
- ・申込期限 年 月 日（ ）消印有効

※町記入欄

受付番号		受 付 日		受付者氏名	
------	--	-------	--	-------	--